

第 8 3 号議案

八王子市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例設定に
ついて

八王子市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和元年 6 月 1 0 日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

(八王子市市税賦課徴収条例の一部改正)

第 1 条 八王子市市税賦課徴収条例 (昭和 2 5 年八王子市条例第 1 9 号) の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(市民税の申告) 第 2 3 条の 2 (略) 2 ~ 4 (略) <u>5 第 1 項又は第 4 項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第 1 9 0 条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第 1 項の申告書を提出するときは、法第 3 1 7 条の 2 第 1 項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。</u> <u>6</u> (略) <u>7</u> (略) <u>8</u> (略)	(市民税の申告) 第 2 3 条の 2 (略) 2 ~ 4 (略) <u>5</u> (略) <u>6</u> (略) <u>7</u> (略)
(個人の市民税に係る給与所得者の <u>扶養親族等申告書</u>) 第 2 3 条の 3 の 2 所得税法第 1 9 4 条第 1 項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者 (以下この条にお	(個人の市民税に係る給与所得者の <u>扶養親族申告書</u>) 第 2 3 条の 3 の 2 所得税法第 1 9 4 条第 1 項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者 (以下この条にお

いて「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

(4) (略)

2～5 (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第23条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者若しくは単身児童扶養者である者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

(4) (略)

2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第

いて「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項の給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) (略)

2～5 (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第23条の3の3 所得税法第203条の5第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項の公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に同項に規定する公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) (略)

2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の5第

2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。

3 (略)

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法**第203条の6第6項**に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 (略)

(市民税に係る不申告に関する過料)

第23条の4 市民税の納税義務者が第23条の2第1項若しくは第2項の規定**により**提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかつた場合又は**同条第7項**若しくは**第8項**の規定**により**申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかつた場合**には**、その者を10万円以下の過料に処する。

2・3 (略)

附 則

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から**令和4年度**までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第22条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

第7条の3の2 平成22年度から**令和15年度**までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41

2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。

3 (略)

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法**第203条の5第5項**に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 (略)

(市民税に係る不申告に関する過料)

第23条の4 市民税の納税義務者が第23条の2第1項若しくは第2項の規定**によつて**提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかつた場合又は**同条第6項**若しくは**第7項**の規定**によつて**申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかつた場合**においては**、その者を10万円以下の過料に処する。

2・3 (略)

附 則

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から**平成34年度**までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第22条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

第7条の3の2 平成22年度から**平成45年度**までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41

条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から**令和3年**までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第22条の2及び第22条の4の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 （略）

（肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例）

第8条 昭和57年度から**令和3年度**までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第23条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第23条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2・3 （略）

（土地に対して課する平成30年度から**令和2年度**までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義）

第11条 （略）

（**令和元年度**又は**令和2年度**における土地の価格の特例）

第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第42条の規定にかかわらず、**令和**

条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から**平成33年**までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第22条の2及び第22条の4の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 （略）

（肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例）

第8条 昭和57年度から**平成33年度**までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第23条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第23条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2・3 （略）

（土地に対して課する平成30年度から**平成32年度**までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義）

第11条 （略）

（**平成31年度**又は**平成32年度**における土地の価格の特例）

第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第42条の規定にかかわらず、**平成**

元年度分又は**令和2年度分**の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

- 2 法附則第17条の2第2項に規定する平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地であつて、**令和2年度分**の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第42条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

（宅地等に対して課する平成30年度から**令和2年度**までの各年度分の固定資産税の特例）

第12条 宅地等に係る平成30年度から**令和2年度**までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

- 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から**令和2年度**までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第1

31年度分又は**平成32年度分**の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

- 2 法附則第17条の2第2項に規定する平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地であつて、**平成32年度分**の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第42条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

（宅地等に対して課する平成30年度から**平成32年度**までの各年度分の固定資産税の特例）

第12条 宅地等に係る平成30年度から**平成32年度**までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

- 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から**平成32年度**までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第

5条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から**令和2年度**までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から**令和2年度**までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から**令和2年度**までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定め

15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から**平成32年度**までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から**平成32年度**までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から**平成32年度**までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定め

る率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

第12条の2 地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)附則第22条第1項の規定に基づき、平成30年度から**令和2年度**までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。

(農地に対して課する平成30年度から**令和2年度**までの各年度分の固定資産税の特例)

第13条 農地に係る平成30年度から**令和2年度**までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

負担水準の区分	負担調整率
(略)	(略)

(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の固定資産税の特例)

第14条 (略)

2 (略)

3 前2項の規定は、平成5年度に係る賦課期日後に令附則第14条の2第2項第2号から**第5号**までに掲げる事由により新たに市街化区域農地となつた土地(当該事由の生じた日以後令附則第14条の2第1項各号に掲げる事情により新たに市街化区域農地となつた土地を含む。)に係る固定資産税について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げ

める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

第12条の2 地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)附則第22条第1項の規定に基づき、平成30年度から**平成32年度**までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。

(農地に対して課する平成30年度から**平成32年度**までの各年度分の固定資産税の特例)

第13条 農地に係る平成30年度から**平成32年度**までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

負担水準の区分	負担調整率
(略)	(略)

(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の固定資産税の特例)

第14条 (略)

2 (略)

3 前2項の規定は、平成5年度に係る賦課期日後に令附則第14条の2第2項第2号から**第4号**までに掲げる事由により新たに市街化区域農地となつた土地(当該事由の生じた日以後令附則第14条の2第1項各号に掲げる事情により新たに市街化区域農地となつた土地を含む。)に係る固定資産税について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げ

る字句に読み替えるものとする。

第1項中表 以外の部分	平成6年度	市街化区域設定年 度（令附則第14 条の2第2項第2 号から 第5号 まで に掲げる事由の生 じた日の属する年 の翌年の1月1日 （当該事由の生じ た日が1月1日で ある場合には、同 日を賦課期日とす る年度をいう。以 下 この条 において 同じ。）
	平成5年度 に	市街化区域設定年 度に
(略)	(略)	(略)

第15条 市街化区域農地に係る平成30年度から**令和2年度**までの各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成30年度から**令和2年度**までの各年度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規

る字句に読み替えるものとする。

第1項中表 以外の部分	平成6年度	市街化区域設定年 度（令附則第14 条の2第2項第2 号から 第4号 まで に掲げる事由の生 じた日の属する年 の翌年の1月1日 （当該事由の生じ た日が1月1日で ある場合には、同 日を賦課期日とす る年度をいう。） 以下 本条 において 同じ。）
	平成5年度 に	市街化区域設定年 度に
(略)	(略)	(略)

第15条 市街化区域農地に係る平成30年度から**平成32年度**までの各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成30年度から**平成32年度**までの各年度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規

定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

(特別土地保有税の課税の特例)

第17条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する平成30年度から**令和2年度**までの各年度分の特別土地保有税については、第105条第1号及び第108条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から**令和3年3月31日**までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第105条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。

3・4 (略)

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第17条の3 法第451条第1項第1号
(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる**三輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)**に対しては、**当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間(附則第17条の7第3項において「特定期間」という。)**に

規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

(特別土地保有税の課税の特例)

第17条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する平成30年度から**平成32年度**までの各年度分の特別土地保有税については、第105条第1号及び第108条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から**平成33年3月31日**までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第105条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。

3・4 (略)

行われたときに限り、第60条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第17条の3の2 (略)

2 都知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が法第446条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)又は法第451条第1項若しくは第2項(これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。)の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

3 都知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第17条の5の規定により読み替えられた第60条の7第1項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限)後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る三輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(軽自動車税の環境性能割の非課税及び減

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第17条の3 (略)

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

免の特例)

第17条の4 **当分の間、軽自動車税の環境性能割において法第445条第2項の規定の適用を受けるべき軽自動車は、第60条の3の規定にかかわらず、都が法第148条第2項の規定により条例で定める自動車に相当するものとして市長が定める三輪以上の軽自動車とする。**

2 市長は、当分の間、第60条の9の規定にかかわらず、都知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、**都における自動車税の環境性能割の減免の例により**、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第17条の7 (略)

2 (略)

3 **自家用の三輪以上の軽自動車であつて乗用のものに対する第60条の5(第2号に係る部分に限る。)及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。**

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第18条 (略)

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第62条の規定の適用については、当該軽自動車が**平成31年4月1日から令和2年3月31日まで**の間に初回車両番号指定を受けた場合には**令和2年度分**の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が**令和2年4月1日から令和3年3月31日まで**の間に初回車両番号指定を受けた場合には**令和3年度分**の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第2号ア(ウ)a	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
第2号ア(ウ)b	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる**法第446条第1項第3号に規定**

第17条の4

市長は、当分の間、第60条の9の規定にかかわらず、都知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第17条の7 (略)

2 (略)

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第18条 (略)

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第62条の規定の適用については、当該軽自動車が**平成29年4月1日から平成30年3月31日まで**の間に初回車両番号指定を受けた場合には**平成30年度分**の軽自動車税に限り、当該軽自動車が**平成30年4月1日から平成31年3月31日まで**の間に初回車両番号指定を受けた場合には**平成31年度分**の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる**三輪以上の軽自動車(ガソリンを**

するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち三輪以上のものに対する第62条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車は令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第2号ア(ウ)a	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア(ウ)b	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第62条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車は平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車は令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号ア(ウ)a	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号ア(ウ)b	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）
 第18条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車は前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）に対する第62条の規定の適用については、当該軽自動車は平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車は平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第62条の規定の適用については、当該軽自動車は平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車は平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

（軽自動車税の賦課徴収の特例）
 第18条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車は前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

のとする。

- 2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第63条第2項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第66条及び第67条の規定を除く。）を適用する。
- 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）

- 第19条の2 昭和63年度から**令和2年度**までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税

る。

- 2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第63条第2項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第66条及び第67条の規定を除く。）を適用する。
- 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 第2項の規定の適用がある場合における第10条の規定の適用については、同条中「納期限（）」とあるのは、「納期限（附則第18条の2第2項の規定の適用がないものとした場合の当該三輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の納期限とし、当該）」とする。

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）

- 第19条の2 昭和63年度から**平成32年度**までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市

<p>の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から令和2年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。</p> <p>3 (略)</p> <p>(個人の市民税の税率の特例等)</p> <p>第23条 平成26年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第18条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額に500円を加算した額とする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から平成32年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。</p> <p>3 (略)</p> <p>(個人の市民税の税率の特例等)</p> <p>第23条 平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第18条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額に500円を加算した額とする。</p> <p>2 (略)</p>
---	--

(八王子市市税賦課徴収条例の一部改正)

第2条 八王子市市税賦課徴収条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第12条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税（第2号に該当する者にあつては、第36条の2の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦、寡夫又は单身児童扶養者（これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。）</p>	<p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第12条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税（第2号に該当する者にあつては、第36条の2の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫（これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。）</p>

<p>2 (略)</p> <p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第62条の規定の適用については、当該軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p> <p>第18条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項から第5項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>2 (略)</p> <p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p> <p>第18条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2・3 (略)</p>
--	---

(八王子市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 八王子市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例（平成27年八王子市条例第37号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>附則 (市たばこ税に関する経過措置)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 次の各号に掲げる期間内に、平成28年旧法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ三級品に係る市たばこ税の税率は、八王子市市税賦課徴収条例第75条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>附則 (市たばこ税に関する経過措置)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 次の各号に掲げる期間内に、平成28年旧法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ三級品に係る市たばこ税の税率は、八王子市市税賦課徴収条例第75条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>

(3) 平成30年4月1日から**令和元年9月30日**まで 1,000本につき4,000円

3～12 (略)

13 **令和元年10月1日**前に平成28年新法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ三級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき1,692円とする。

14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第13項
	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	令和元年10月31日
第6項	平成28年9月30日	令和2年3月31日
(略)	(略)	(略)

(3) 平成30年4月1日から**平成31年9月30日**まで 1,000本につき4,000円

3～12 (略)

13 **平成31年10月1日**前に平成28年新法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ三級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき1,692円とする。

14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第13項
	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成31年10月31日
第6項	平成28年9月30日	平成32年3月31日
(略)	(略)	(略)

(八王子市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 八王子市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例（平成29年八王子

市条例第6号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前																		
<p>(種別割)の税率)</p> <p>第62条 <u>次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台についてそれぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 軽自動車及び小型特殊自動車</p> <p>ア 軽自動車</p> <p><u>ア) 二輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600円</u></p> <p><u>イ) 三輪のもの 年額 3,900円</u></p> <p><u>ウ) 四輪以上のもの</u></p> <p><u>a 乗用のもの</u></p> <p><u>営業用 年額 6,900円</u></p> <p><u>自家用 年額 10,800円</u></p> <p>円</p> <p><u>b 貨物用のもの</u></p> <p><u>営業用 年額 3,800円</u></p> <p><u>自家用 年額 5,000円</u></p> <p>イ 小型特殊自動車</p> <p><u>ア) 農耕作業用のもの 年額 2,400円</u></p> <p><u>イ) その他のもの 年額 5,900円</u></p> <p>円</p> <p>(3) (略)</p> <p>附 則</p> <p><u>(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)</u></p> <p><u>第17条の7 営業用の三輪以上の軽自動車に対する第60条の5の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <table border="1"> <tr> <td>第1号</td> <td>100分の1</td> <td>100分の0.5</td> </tr> <tr> <td>第2号</td> <td>100分の2</td> <td>100分の1</td> </tr> <tr> <td>第3号</td> <td>100分の3</td> <td>100分の2</td> </tr> </table> <p><u>2 自家用の三輪以上の軽自動車に対する第60条の5(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。</u></p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、<u>令和元年10月1日</u>から施行する。ただし、第1条中附則第6条の改正規定及び附則第7条の3の2の改正</p>	第1号	100分の1	100分の0.5	第2号	100分の2	100分の1	第3号	100分の3	100分の2	<p>(種別割)の税率)</p> <p>第62条 <u>次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台についてそれぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 軽自動車及び小型特殊自動車</p> <p>ア 軽自動車</p> <p><u>ア) 二輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600円</u></p> <p><u>イ) 三輪のもの 年額 3,900円</u></p> <p><u>ウ) 四輪以上のもの</u></p> <p><u>a 乗用のもの</u></p> <p><u>営業用 年額 6,900円</u></p> <p><u>自家用 年額 10,800円</u></p> <p>円</p> <p><u>b 貨物用のもの</u></p> <p><u>営業用 年額 3,800円</u></p> <p><u>自家用 年額 5,000円</u></p> <p>イ 小型特殊自動車</p> <p><u>ア) 農耕作業用のもの 年額 2,400円</u></p> <p><u>イ) その他のもの 年額 5,900円</u></p> <p>円</p> <p>(3) (略)</p> <p>附 則</p> <p><u>(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)</u></p> <p><u>第17条の7 営業用の三輪以上の軽自動車に対する第60条の5の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <table border="1"> <tr> <td>第1号</td> <td>100分の1</td> <td>100分の0.5</td> </tr> <tr> <td>第2号</td> <td>100分の2</td> <td>100分の1</td> </tr> <tr> <td>第3号</td> <td>100分の3</td> <td>100分の2</td> </tr> </table> <p><u>2 自家用の三輪以上の軽自動車に対する第60条の5(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。</u></p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、<u>平成31年10月1日</u>から施行する。ただし、第1条中附則第6条の改正規定及び附則第7条の3の2の改</p>	第1号	100分の1	100分の0.5	第2号	100分の2	100分の1	第3号	100分の3	100分の2
第1号	100分の1	100分の0.5																	
第2号	100分の2	100分の1																	
第3号	100分の3	100分の2																	
第1号	100分の1	100分の0.5																	
第2号	100分の2	100分の1																	
第3号	100分の3	100分の2																	

規定並びに次条第1項の規定は、平成30年1月1日から、第1条中附則第18条の改正規定（同条第2項から第4項までを削る部分に限る。）は、平成31年4月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条（略）

2 新条例第22条の3及び第22条の3の2の規定は、**令和元年10月1日**（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条（略）

2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、**令和2年度**以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、**令和元年度分**までの軽自動車税については、なお従前の例による。

正規定並びに次条第1項の規定は、平成30年1月1日から、第1条中附則第18条の改正規定（同条第2項から第4項までを削る部分に限る。）は、平成31年4月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条（略）

2 新条例第22条の3及び第22条の3の2の規定は、**平成31年10月1日**（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条（略）

2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、**平成32年度**以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、**平成31年度分**までの軽自動車税については、なお従前の例による。

（八王子市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の一部改正）

第5条 八王子市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例（平成29年八王子市条例第18号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附則 （市民税に関する経過措置） 第2条（略） 2 新条例第19条及び附則第5条の3の規定は、 令和元年度 以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。	附則 （市民税に関する経過措置） 第2条（略） 2 新条例第19条及び附則第5条の3の規定は、 平成31年度 以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（八王子市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第6条 八王子市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例（平成30年八王子市条例第47号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

(法人の市民税の申告納付)

第34条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書(第10項、第11項及び第13項において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

2～9 (略)

10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第12項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第12項において「機構」という。)を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

11 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。

12 第10項の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

13 第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告

(法人の市民税の申告納付)

第34条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書(第10項及び第11項において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

2～9 (略)

10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第12項において「機構」という。)を経由して行う方法その他施行規則で定める方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

11 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。

12 第10項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。

14 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となつた事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則で定める事項を記載した申請書に施行規則で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の15日前までに、これを市長に提出しなければならない。

15 第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

16 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があつたときは、これらの処分又は届出書の提出があつた日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

17 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）の処分があつたときは、これらの届出書の提出又は処分があつた日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1)～(3) (略)
- (4) 第2条中第74条第3項の改正規定
令和元年10月1日
- (5) 第1条中第11条第1項及び第3項並びに第34条第1項の改正規定並びに同条に**8項**を加える改正規定並びに次条第3項の規定 **令和2年4月1日**
- (6) 第3条並びに附則第8条及び第9条の規定 **令和2年10月1日**
- (7) 第1条中第12条第1項第2号の改正規定、同条第2項の改正規定(第2号に掲げる改正規定を除く。)並びに第22条及び第22条の4の改正規定並びに附則第5条の3の改正規定並びに次条第2項の規定 **令和3年1月1日**
- (8) 第4条並びに附則第10条及び第11条の規定 **令和3年10月1日**
- (9) 第5条の規定 **令和4年10月1日**
- (10) (略)

(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の八王子市市税賦課徴収条例の規定中個人の市民税に関する部分は、**令和元年度**以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 前条第7号に掲げる規定による改正後の八王子市市税賦課徴収条例の規定中個人の市民税に関する部分は、**令和3年度**以後の年度分の個人の市民税について適用し、**令和2年度分**までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 第1条の規定による改正後の八王子市市税賦課徴収条例(次条において「新条例」という。)第11条第1項及び第3項並びに第34条第10項から**第17項**までの規定は、前条第5号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1)～(3) (略)
- (4) 第2条中第74条第3項の改正規定
平成31年10月1日
- (5) 第1条中第11条第1項及び第3項並びに第34条第1項の改正規定並びに同条に**3項**を加える改正規定並びに次条第3項の規定 **平成32年4月1日**
- (6) 第3条並びに附則第8条及び第9条の規定 **平成32年10月1日**
- (7) 第1条中第12条第1項第2号の改正規定、同条第2項の改正規定(第2号に掲げる改正規定を除く。)並びに第22条及び第22条の4の改正規定並びに附則第5条の3の改正規定並びに次条第2項の規定 **平成33年1月1日**
- (8) 第4条並びに附則第10条及び第11条の規定 **平成33年10月1日**
- (9) 第5条の規定 **平成34年10月1日**
- (10) (略)

(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の八王子市市税賦課徴収条例の規定中個人の市民税に関する部分は、**平成31年度**以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 前条第7号に掲げる規定による改正後の八王子市市税賦課徴収条例の規定中個人の市民税に関する部分は、**平成33年度**以後の年度分の個人の市民税について適用し、**平成32年度分**までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 第1条の規定による改正後の八王子市市税賦課徴収条例(次条において「新条例」という。)第11条第1項及び第3項並びに第34条第10項から**第12項**までの規定は、前条第5号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 (略)

2・3 (略)

4 新条例附則第10条の2第6項の規定は、平成30年4月1日以後に新たに取得される改正法第1条の規定による改正後の地方税法（以下この条において「新法」という。）附則第15条第32項第1号ハに規定する設備に対して課する**令和元年度**以後の年度分の固定資産税について適用する。

5 新条例附則第10条の2第7項の規定は、平成30年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第32項第1号ニに規定する設備に対して課する**令和元年度**以後の年度分の固定資産税について適用する。

6 新条例附則第10条の2第8項の規定は、平成30年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第32項第1号ホに規定する設備に対して課する**令和元年度**以後の年度分の固定資産税について適用する。

7 新条例附則第10条の2第9項の規定は、平成30年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第32項第2号イに規定する設備に対して課する**令和元年度**以後の年度分の固定資産税について適用する。

8 新条例附則第10条の2第10項の規定は、平成30年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備に対して課する**令和元年度**以後の年度分の固定資産税について適用する。

9 新条例附則第10条の2第11項の規定は、平成30年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第32項第3号イに規定する設備に対して課する**令和元年度**以後の年度分の固定資産税について適用する。

10 新条例附則第10条の2第12項の規定は、平成30年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第32項第3号ロに規定する設備に対して課する**令和元年度**以後の年度分の固定資産税について適用する。

11 新条例附則第10条の2第13項の規定は、平成30年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第32項第3号

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 (略)

2・3 (略)

4 新条例附則第10条の2第6項の規定は、平成30年4月1日以後に新たに取得される改正法第1条の規定による改正後の地方税法（以下この条において「新法」という。）附則第15条第32項第1号ハに規定する設備に対して課する**平成31年度**以後の年度分の固定資産税について適用する。

5 新条例附則第10条の2第7項の規定は、平成30年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第32項第1号ニに規定する設備に対して課する**平成31年度**以後の年度分の固定資産税について適用する。

6 新条例附則第10条の2第8項の規定は、平成30年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第32項第1号ホに規定する設備に対して課する**平成31年度**以後の年度分の固定資産税について適用する。

7 新条例附則第10条の2第9項の規定は、平成30年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第32項第2号イに規定する設備に対して課する**平成31年度**以後の年度分の固定資産税について適用する。

8 新条例附則第10条の2第10項の規定は、平成30年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備に対して課する**平成31年度**以後の年度分の固定資産税について適用する。

9 新条例附則第10条の2第11項の規定は、平成30年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第32項第3号イに規定する設備に対して課する**平成31年度**以後の年度分の固定資産税について適用する。

10 新条例附則第10条の2第12項の規定は、平成30年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第32項第3号ロに規定する設備に対して課する**平成31年度**以後の年度分の固定資産税について適用する。

11 新条例附則第10条の2第13項の規定は、平成30年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第32項第3号

ハに規定する設備に対して課する**令和元年度**以後の年度分の固定資産税について適用する。

(手持品課税に係る市たばこ税に関する経過措置)

第7条 平成30年10月1日から**令和元年9月30日**までの間における前条第4項の規定の適用については、同項の表第10条第3号の項中「第60条の7第1項の申告書、第78条第1項」とあるのは、「第78条第1項」とする。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第9条 **令和2年10月1日**前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号。附則第11条第2項において「平成30年改正規則」という。）別記第2号様式による申告書を**令和2年11月2日**までに市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、**令和3年3月31日**までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

4・5 (略)

ハに規定する設備に対して課する**平成31年度**以後の年度分の固定資産税について適用する。

(手持品課税に係る市たばこ税に関する経過措置)

第7条 平成30年10月1日から**平成31年9月30日**までの間における前条第4項の規定の適用については、同項の表第10条第3号の項中「第60条の7第1項の申告書、第78条第1項」とあるのは、「第78条第1項」とする。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第9条 **平成32年10月1日**前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号。附則第11条第2項において「平成30年改正規則」という。）別記第2号様式による申告書を**平成32年11月2日**までに市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、**平成33年3月31日**までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

4・5 (略)

<p>(手持品課税に係る市たばこ税)</p> <p>第11条 令和3年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。</p> <p>2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を令和3年11月1日までに市長に提出しなければならない。</p> <p>3 前項の規定による申告書を提出した者は、令和4年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>(手持品課税に係る市たばこ税)</p> <p>第11条 平成33年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。</p> <p>2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を平成33年11月1日までに市長に提出しなければならない。</p> <p>3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。</p> <p>4・5 (略)</p>
--	---

(八王子市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第7条 八王子市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例（平成31年八王子市条例第26号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則 (市民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の八王子市市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、令和元年度以後の年度分の個人の市民税について</p>	<p>附 則 (市民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の八王子市市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について</p>

適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、**令和元年度**以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、**令和元年度分**の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

て適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、**平成31年度**以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、**平成31年度分**の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条(附則第14条の改正規定及び次号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第5条の規定 令和元年10月1日

(2) 第1条中第23条の2中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に1項を加える改正規定並びに第23条の3の2、第23条の3の3及び第23条の4の改正規定並びに附則第2条の規定 令和2年1月1日

(3) 第2条中第12条の改正規定及び附則第3条の規定 令和3年1月1日

(4) 第2条(前号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第6条の規定 令和3年4月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の八王子市市税賦課徴収条例(次項及び第3項において「2年新条例」という。)第23条の2第5項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に令和2年度以後の年度分の個人の市民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に令和元年度分までの個人の市民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。

2 2年新条例第23条の3の2第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき八王子市市税賦課徴収条例第23条の2第1項に規定する給与について提出する2年新条例第23条の3の2第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。

3 2年新条例第23条の3の3第1項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第6号）第1条の規定による改正後の所得税法（昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」という。）第203条の6第1項に規定する公的年金等（新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する2年新条例第23条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

第3条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の八王子市市税賦課徴収条例第12条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第4条 第1条の規定による改正後の八王子市市税賦課徴収条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和元年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第5条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の八王子市市税賦課徴収条例（以下「元年10月新条例」という。）の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 元年10月新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

第6条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の八王子市市税賦課徴収条例の規定は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。